

件名	愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主管課	労政雇用課雇用対策室
根拠法令等	

【改正の概要】

国の平成 25 年度補正予算により、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した「地域人づくり事業」が創設されるとともに、事業の実施期限が1年延長されたことに伴う改正

○第1条の改正

県内の厳しい雇用情勢に対処し、失業した派遣労働者、中高年齢者等に対する短期の雇用及び就業の機会の創出並びに生活及び就労の相談の総合的な実施、在職者の処遇の改善 ← (追加)、失業して住居を失った生活困窮者等に対する就業等のための生活、就労、住宅の確保等の支援並びに福祉及び介護に係る人材の安定的な確保を図るために要する経費の財源に充てるため、緊急雇用創出事業臨時特例基金を設置する。

○附則第2項の改正

この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

↓  
平成28年3月31日 (改正)

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

○基金事業の内容

- 1 事業実施主体 県・市町
- 2 事業実施期間 平成20年度～27年度
- 3 事業の区分
  - ①緊急雇用創出事業（平成23年度まで）  
離職を余儀なくされた非正規労働者等の一時的な雇用機会を創出する。
  - ②重点分野雇用創出事業（平成25年度まで）  
介護、医療等成長が期待される分野で新たな雇用機会を創出する。
  - ③地域人材育成事業（平成24年度まで）  
地域の企業等で、雇用しながら研修等を行い、人材を育成する。
  - ④震災等緊急雇用対応事業（平成24年度（一部平成25年度）まで）  
震災の影響等による失業者等の雇用機会を創出する。
  - ⑤起業支援型地域雇用創造事業（平成25年度（一部平成26年度）まで）  
地域に根ざした事業の起業等を支援し、失業者の雇用の場を確保する。
  - ⑥地域人づくり事業（新設）（平成26年度（一部平成27年度）まで）  
地域の実情に応じた多様な「人づくり」により、雇用拡大・処遇改善に向けた取組を支援する。